

事 務 連 絡

令和 3 年 2 月 9 日

各都府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男

水資源機構における総合評価落札方式の施工体制確認等の  
導入について（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、水資源機構では、工事・業務の品質確保や適正な下請け契約の締結等のため低入札への対応を実施しているところですが、依然として高い割合で推移していることから、更なる取組として、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事等について標記制度を導入することとし、別添のとおり、本会へ周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・水資源機構依頼文
- ・総合評価落札方式における施工体制確認・評価（工事）及び履行確実性評価（測量・コンサルタント業務等）の導入について

【担当】事業部 堤

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

事務連絡

令和3年2月4日

一般社団法人

全国建設業協会長 殿

(独) 水資源機構経営企画本部技術管理室長

総合評価落札方式における施工体制確認（工事）および履行確実性評価（測量・建設コンサルタント等業務）の導入について

水資源機構では、工事・業務の品質確保、適正な下請け契約の締結等のため、低入札への対応を実施しているところですが、依然として低入札の割合は高く推移しています。

令和元年度に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、調査等に関する品質確保も明確化されたことから、更なる取組として以下の制度を導入することとしましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対して、周知方お願いします。

## 記

### 1. 工事

施工体制確認

対象：調査基準価格が設定されている総合評価落札方式の全ての工事

### 2. 測量・建設コンサルタント等業務

履行確実性評価

対象：総合評価落札方式の全ての業務

### 3. 適用

令和3年4月1日以降に入札公告を行う工事および測量・建設コンサルタント等業務

以上

# 総合評価落札方式における施工体制確認(工事)及び 履行確実性評価(測量・建設コンサルタント等業務)の導入について

令和3年2月

## 【概要】

水資源機構では、工事の品質確保、適正な下請契約の締結等のため、価格点の上限を設けるなど低入札への対応を実施しておりますが、令和元年度に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正され発注者の責務が明確化され、調査・設計に関する品質確保も明確化されたことから、更なる取組として令和3年4月1日以降に入札公告を行う工事及び測量・建設コンサルタント等業務から、以下の制度を導入することといたしました。

※国・一部の地方自治体等ではすでに導入されている制度です。

### 《工事》施工体制確認・評価

対象：調査基準価格が設定されている総合評価落札方式の全ての工事

### 《測量・建設コンサルタント等業務》履行確実性評価

対象：総合評価落札方式の全ての業務

(調査基準価格が未設定の業務については品質確保基準価格を新たに設定)

また、今回の制度導入にあたり、平成31年4月1日以降の工事及び測量・建設コンサルタント等業務に適用していた価格点の上限設定は廃止いたします。

## 【問合せ先】



独立行政法人水資源機構 経営企画本部技術管理室

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心11-2

電話：048-600-6586(直通) <http://www.water.go.jp>

技術調査課 課長 松尾 誠(まつお まこと)

技術調査課 主査 小野 真(おの まこと)

# 工事における施工体制確認型の概要

## 施工体制評価の実施方針

- 工事における品質確保対策として、施工体制確認のほか、低入札調査(2億円を超える場合は、重点調査)を実施します。
- 対象工事は、総合評価落札方式で発注する予定価格1,000万円を超える工事について実施します。

### ■ 評価点について

簡易型	現行	価格点 100点×(1-入札比率)	企業・技術者 10点	施工体制評価点	
	変更	価格点 100点×(1-入札比率)	企業・技術者 20点	実効性 10点	確実性 10点
標準型	現行	価格点 100点×(1-入札比率)	企業・技術者 10点	技術提案 10点~20点	施工体制評価点
	変更	価格点 100点×(1-入札比率)	企業・技術者 20点	技術提案 20点~30点(30点)*	実効性 15点 確実性 15点

技術提案は、施工体制評価点の割合を乗じて評価 ※ ( )は基本的な点数

### ■ 評価値の算定

$$\text{評価値} = \text{価格点} + \text{技術点}^* + \text{施工体制評価点}$$

※技術点

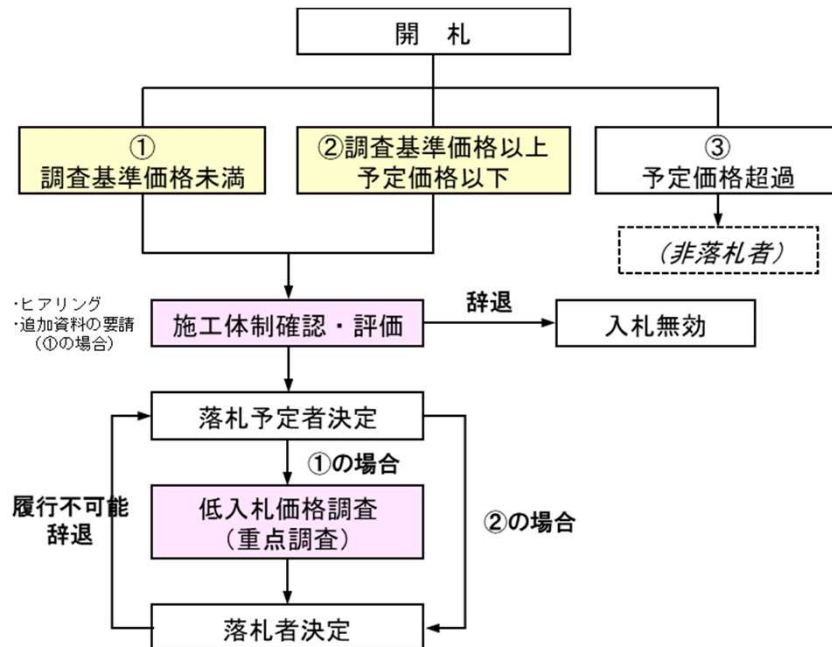
【簡易型】

企業・技術者評価点

【標準型】

企業・技術者評価点+技術提案×施工体制評価点の割合

### ■ 開札後の手続きフロー



### ■ 評価項目

評価項目	評価基準	評価点
品質確保の実効性	工事の品質確保に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる場合	15 (10)
	工事の品質確保に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる場合	5 (3)
	その他	0
施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる場合	15 (10)
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる場合	5 (3)
	その他	0

※ ( )は簡易型の評価点

# コンサルタント等業務における履行確実性評価の概要

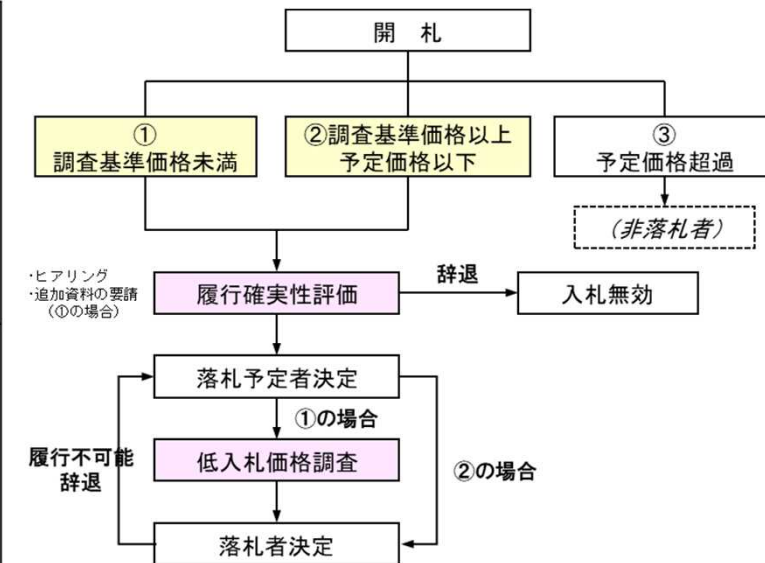
## 履行確実性評価の実施方針

- 品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査(1,000万円以上の業務の場合)を実施します。
- 対象業務は、総合評価落札方式で発注する予定価格200万円を超える業務について実施します。
- なお、1,000万円未満の業務については、調査基準価格に代えて新たに品質確保基準価格を設定し、評価を実施します。

## ■ 評価点について

簡易型 価格点:技術点 1:1	現行	価格点 40点	企業評価 20点	技術者評価 20点	
	変更	価格点 60点	企業評価 20点	技術者評価 20点	履行確実性評価対象 実施方針の妥当性 20点
標準型 価格点:技術点 1:2	現行	価格点 30点	企業評価 20点	技術者評価 20点	業務の理解度 10点 実施方針の妥当性 10点
	変更	価格点 40点	企業評価 20点	技術者評価 20点	業務の理解度 20点 実施方針の妥当性 20点

## ■ 開札後の手続きフロー



## ■ 審査項目

- ① 業務内容に対応した費用が計上されているか
- ② 担当技術者に適正な報酬が払われることになっているか
- ③ 品質管理体制が確保されているか
- ④ 再委託先への支払いは適切か

## ■ 評価値の算定

評価値 = 価格点 + 技術点(企業・技術者評価 + 取組姿勢※ × 履行確実性度)

※取組姿勢: 業務の理解度, 実施方針の妥当性

## ■ 評価方法

履行確実性度 = 「○」と審査した項目数 ÷ 4(全項目数)